

田沢湖・角館・西木

# 合併協議会だより

平成15年12月10日発行

Vol.4



## 第8回 田沢湖・角館・西木合併協議会

「田沢湖」「角館」の連称案は、採決の結果、否決されました。

第8回合併協議会が、11月28日（金）午後1時30分から、西木村総合開発センター集会室を会場に開催されました。

前回の臨時会で結論のでなかった、「田沢湖と角館を連ねる」名称案について、田沢湖町、西木村両議会から、臨時会後の協議で連称案には大多数が反対であったとの報告があり、委員全員の意見集約ができず、無記名投票による採決を行いました。

会長を除く27名による採決の結果、賛成16票、反対11票で、会議運営規程第5条に基づき、出席委員の3分の2以上の賛同が得られなかったために、否決されました。

名称の決定方法については、今後の協議会で改めて、話し合われる事になりました。

第8回 合併協議会の報告・協議  
・提案事項について

協議された事項は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第五号（継続協議）……………

「新自治体の名称について」

（協議結果）

はじめに西木村、田沢湖町両議会より前回の臨時協議会後に各町村議会で協議された結果について、佐藤西木村議会議長より、「議会の特別委員会を開催し、臨時会での協議を踏まえ話し合ったが、名称と事務所的位置を一体的に考えた場合には、連称に同意すべき」という意見もあつ

たが、現町名にこだわらず全く新しい名称にすべきであつて、連称には同意できないという意見が多数であつた。」

また、田口田沢湖町議会議長より、「特別委員会での協議結果は、連称について大多数が反対であつた。」と報告がありました。

その後、協議に入りましたが、委員から、「田沢湖町議会、西木村議会が連称案には、反対だと言うことは判つたが、合併にも反対なのか。」という質問や、「西木村議会では事務所の位置についての協議も行われたのか。」という質問が出され、これに対して、「連称案には反対であるが、合併は必要不可欠であるという認識である。」「協議はあくまでも連称に対してのものであり、事務所的位置については、協議はしていない。」と回答がありました。

協議の末、会長より「全会一致が協議会の原則だが、意見の調整がつかない場合は、三分の二以上の賛同を持って議事を進めるといふ協議会会議運営規程第五条に基づき、無記名投票により採決を行いたい。」との案が出され、了承されました。

会長を除く委員二十七名全員による投票の結果、賛成十六票、反対十



「角館」を連ねたものとする案は、否決されました。  
なお、名称については、第二回協議会で「公募によらず、現在の名称を基にして法定協議会で協議のうえ決定する。」と確認されていますが、どのような決定方法にするかなど、今後の協議会で改めて協議されることとなります。



協議案第六号（継続協議）……………

「新自治体の事務所の位置について」

（協議内容）

協議案第五号が否決された事により、関連して三町村長から提案されていた「当面の事務所の位置は、現西木村役場とする。」という案につ

一票で、規程で定める三分の二以上の賛同（十八票）が得られなかったため、三町村長から提案されていた新自治体の名称は、「田沢湖」と



いては、会長より取り下げたいとの提案があり、全会一致で確認されました。



当日の協議は、この二案件で打ち切られ、終了しました。

なお、当日協議予定の継続協議となっていた「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、また第7回の協議会で、提案していた協議案第二十六号から協議案三十五号まで及び今回提案予定だった協議案七件については、次回以降の協議会で協議を行うこととなりました。

### 臨時合併協議会の協議事項について

十一月二十一日、午後二時から臨時合併協議会が、西木温泉ふれあいプラザクリオン二階ホールを会場に開催されました。

今回の協議会は、継続協議となっている協議案第五号「新自治体の名称について」のみの協議となりました。

協議された事項は、次のとおりです。

#### 【協議事項】

#### 協議案第五号（継続協議）……………

#### 「新自治体の名称について」



#### （協議結果）

始めに、各町村の助役、教育長等から前回の第七回協議会後に行われた住民説明会や関係団体へのアンケート等の結果が報告されました。

その内容としては、「おおむね連称案には賛成という意見が出ている。」「できれば現町名を残してもらいたいが、連称案で合併がまとまるのなら賛成。」と言ったものでした。

その後、佐藤西木村議会議長から、住民説明会後の議会の協議結果について、「合併を最優先する上で連称もやむ無しという経緯だが、事務所位置について、当面の間と言うのは納得できない。連称に同意する前提としては、本庁舎の位置を西木村に置く事が、本議会の総意である。」と報告がありました。

また、佐藤西木村助役より協議案第六号関連で、「当面の事務所の位置は、西木村役場とする。」について、住民より「当面」の解釈を求められたとの発言があり、会長から「最も新しい西木村役場でも、建設後約三十年が経過している。今後策定される市町村建設計画には、新庁舎の建設を盛り込む必要があるが、合併後の財政状況等を勘案しなければならぬので、建設時期、位置、



規模等は新自治体の検討・判断にゆだねることが適当であるということ、当面の間としたものである。」との説明がありました。

協議では、各委員より「連称案に賛成である。」「住民の声が反映されていないので、公募すべきではないか。」等の意見が出されました。

また西木村議会より、「当面」についての解釈を、示されたのを受けて、もう一度議会に持ち帰って協議したいとの提案が出されました。

協議の結果、次回（第8回）の協議会で連称案について、最大限結論を出すようにしたいとして、継続協議とすることを確認しました。

## 合併協定項目について

合併協議会では、合併の方式、期日、新自治体の名称などの「基本的事項」と住民の皆さんの生活に密接に関わっている住民サービス関係の「各種事務事業の取扱い」及び「新市建設計画」について協議し、合意することになっています。

第1回から第7回までの協議会で下表の項目について、協議が終了し確認されています。

今後も「議会議員の定数及び任期の取扱い」や「町名・字名の取扱い」等の協議を進めて行くこととなります。

### 合併協定項目

(第7回協議会まで確認済)

項目名	確認会議	主な確認内容
合併の方式について	第1回(H15. 4.10)	新設合併
合併の期日について (細目)合併目標期日について	第1回(H15. 4.10)	平成17年3月末日以前
財産の取扱いについて (細目)財産の取扱いについて(財産区除く)	第2回(H15. 5.23)	すべて新市に引き継ぐ
一般職の職員の身分の取扱いについて	第2回(H15. 5.23)	すべて新市の職員として引き継ぐ
新市町村建設計画について (細目)新市町村計画の概要について	第2回(H15. 5.23)	具体的内容について、今後協議、検討する
地方税の取扱いについて (細目)地方税の取扱いについて(その1)	第4回(H15. 7.25)	差異のあるものは、合併時まで、調整する
特別職の職員の身分の取扱いについて	第4回(H15. 7.25)	法令等の定めるところに従い調整
介護保険事業の取扱いについて	第4回(H15. 7.25)	現行どおり新市に引き継ぐ
慣行の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	市章、憲章、花、木等については、新市において定める
各種事務事業の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	同一、類似の事務事業は、合理化、効率化に向け調整する
国際交流・広域交流事業の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	姉妹提携等は、新市に引き継ぐ
広報広聴関係事業の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	新市で広報紙の発行、ホームページの開設を行う
交通安全関係事業の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	新市において、交通安全計画を策定する
窓口業務の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	住民サービスの低下を招かないように調整に努める
高齢者福祉事業の取扱いについて	第6回(H15. 9.26)	新市において、老人保健福祉計画を策定する
条例・規則等の取扱いについて	第7回(H15.10.24)	合併時に施行するもの、合併後に施行するもの等に、区分し調整する
公共的団体等の取扱いについて	第7回(H15.10.24)	共通する団体は、統合に向けて調整する

協議会だより第四号を発行しました。四月に法定協議会が発足して、あつとつ間に平成十五年が終わろうとしています。合併予定の平成十七年三月まであと一年四月。来年は更にスピードアップの一年になることでしょう。

### 事務局より



## 合併協議会 延期のお知らせ

12月26日(金)開催予定の第9回合併協議会は、都合により延期となりました。

次回の協議会の日程については、後日、広報、回覧板等でお知らせいたします。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47

TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934

HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>